

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十六号

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
秋田県条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年秋田県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の改正規定を次の表のように改正する。

改正後

（法人の県民税に係る書類の様式）
第二十一条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上欄	中欄	下欄
略	略	略
法第五十三条第七十 項	法人県民税申告方法 変更承認（却下）通 知書	様式第七十八号 の二
法第五十三条第七十 三項	法人県民税申告方法 変更承認取消通知書	様式第七十八号 の三
略	略	略

2 次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしな
ればならない。

- 一・二 略
- 三 法第五十三条第六十項の規定による法人税確定申告書提出
期限延長処分等の通知
- 四 法第五十三条第六十一項の規定による法人税確定申告書提出
期限延長処分等の通知

改正前

（法人の県民税に係る書類の様式）
第二十一条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上欄	中欄	下欄
略	略	略
法第五十三条第五十 三項	法人県民税申告方法 変更承認（却下）通 知書	様式第七十八号 の二
法第五十三条第五十 六項	法人県民税申告方法 変更承認取消通知書	様式第七十八号 の三
略	略	略

2 次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしな
ればならない。

- 一・二 略
- 三 法第五十三条第四十二項の規定による法人税確定申告書提出
期限延長処分等の通知
- 四 法第五十三条第四十三項の規定による法人税確定申告書提出
期限延長処分等の通知

<p>五 法第五十三條第六十八項の規定による法人県民税申告方法変更の申請 六〇八略</p> <p>3 略</p>	<p>五 法第五十三條第五十一項の規定による法人県民税申告方法変更の申請 六〇八略</p> <p>3 略</p>
--	--

様式第七十八号の二の改正規定中「第53条第62項」を「第53条第70項」に改める。
 様式第七十八号の三の改正規定中「第53条第65項」を「第53条第73項」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。